様式第１号 別紙１

坂出市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　坂出市地方就職学生支援事業補助金に関する報告および立入調査等について，坂出市から求められた場合にはそれに応じます。

２　地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は，暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

３　以下の場合には，坂出市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき，地方就職支援金の全額または半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって，虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に坂出市に転入しなかった場合（申請時に既に坂出市に住民票がある場合を除く。）：全額

（４）補助金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

（５）転入日から３年未満に坂出市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に坂出市以外の市区町村に転出した場合：半額